

○確認事務受託法人の登録

(第 51 条の 8 第 1 項)

改正 平成 29 年 3 月 22 日 令和元年 12 月 14 日

令和 4 年 10 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日

審査基準

令和 5 年 4 月 1 日

法令名	道路交通法
根拠条項	第 51 条の 8 第 1 項
処分の概要	確認事務受託法人の登録
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 51 条の 8 第 2 項(登録の申請) 道路交通法第 51 条の 8 第 3 項、第 4 項(登録の要件) 確認事務の委託の手續等に関する規則第 2 条第 1 項、第 2 項(登録の申請) 確認事務の委託の手續等に関する規則第 3 条、第 4 条(登録の要件)
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	50 日
申請先	交通部交通指導課駐車対策係
問い合わせ先	交通部交通指導課駐車対策係

別紙

[別紙参照]